

習 作 権 委 員 会

- 委員数 27名 月1回の委員会開催



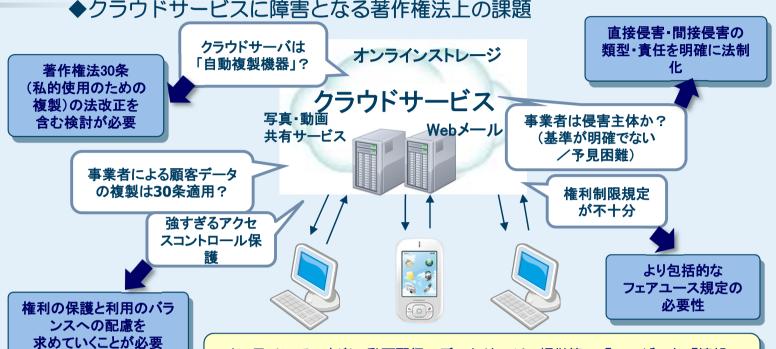
1.2011年度の活動概要

- ①著作権法に関わる判例の研究
 - ・「まねきTV」事件、「ロクラクⅡ」事件等 ⇒ 両判決を踏まえて、12月度東西部会で「クラウドと著作権」というタイトルで講演を実施
- ②著作権法制度についての調査・研究
 - ・法改正の動向把握(日本版フェアユース、アクセスコントロール回避規制等)、中国著作権法および関連法令の研究
- ③ネットワーク化時代におけるコンテンツ流通に関する調査·研究 (主に電子書籍)
 - ·「Google Book Search」クラスアクション訴訟の研究、各省庁における電子書籍に係る著作権等に関連する検討状況の調査

2. クラウドと著作権

◆問題の所在

情報コンテンツの流通過 程における「事業者」自身 が、著作権侵害の「主体」 とされる最高裁判決(ま ねきTV、ロクラクⅡ事件) が出された。「事業者」が クラウドサービスを展開 するにあたり、著作権侵 害の責任を問われないよ うにするためには、どうす べきかを考える必要が出 てきている。



件名(条文) 現状/問題点

オンラインでの音楽・動画配信、データサーバの提供等、「ユーザ」と「情報コ ンテンツ」の間に「事業者」が第三者として介在するクラウドサービスが急増。

日本の著作権法とは違って著作者人格権

作権又は著作 のの。 当措置を に回避し されてい 実 どのような

て"と されてい 実 どのような 行為か 1選」なのか。……ないので不明

第2項には、権利者の実質的損失又は権利

侵害者の違法所得の算出が困難である場

合は、損害賠償金が50万元以下という

キャップが掛かってしまっている。

挙げられており、情報ネットワーク伝達権保 る表理し

改善要望

**」の定義を明確にして欲し

ペナルティー としては低いのではな

いか?50万元から増額して欲し

と著作財産権が温在して規定されており、表 現や解釈で分かりづらい。 に規定して欲しい。

第12号には、情報ネットワーク伝達権が 送信可能化権の有無が

護条例も定められているが、日本にある"送 「慎 ャッケワーク」の定義を明 信可能化権"は中国には存在し、のか にし よしい。

備考(例:対応する日本法)

G (F権法第17条,第2条第1項第 9号の5

著作権法第30条第1項第2号

実質的損失の算出が困難であるの

に、どうして50万元以下なのか根 拠も不明である。 最高人民法院の司法解釈で、"50

万元を明らかに超えていると証明

できたときは超えても良い"というも

のが出ているらしい。著作権法第4

9条が改正された2001年よりも経

3. 中国著作権法および関連法令の研究

- ・WGメンバーによる中国著作権法および関連法令 の調査、理解
- ・日本の著作権法との比較
- 専門家も交えた検討項目の検証
- ・知財管理への投稿(予定)

アジア戦略プロジェクトを诵じた中国への改善要望(予定)



4. 電子書籍関連

「Googleブックス」クラスアクション訴訟の調査・研究

Googleブックス(図書館プロジェクト) ◆

全米作家協会 全米出版社協会、等

提携図書館の蔵書を著作権者・ 出版社に無断でデジタル化

クラスアクション ※訴訟提起

著作

第49条



0 (

◆電子書籍に関連する国内動向の調査・研究

「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討 会議」(文化庁、平成22年12月~)

- ・図書館と公共サービスの在り方
- ・出版物の権利処理の円滑化
- 出版社への権利付与の要否、要の場合の内容等が審議中

諸外国の著作権法等における出版社の権利及 び出版契約に関連した契約規定に関する調査 研究」報告書(平成22年度文化庁委託事業)

- •イギリス等では印刷配列の保護あり
- ドイツ等では著作権法中に出版契約規定あり